

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野10：原子力の平和的利用のための国際協力の推進

中期目標

- 1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化
IAEA等の国際機関やG7を始めとする関係国との協議への積極的な参加や国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。また、我が国の核セキュリティのさらなる向上を図りつつ、人材育成等を通じ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。
- 2 東電福島第一原発事故後の対応
事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。
- 3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施
IAEA等の国際機関やG7を始めとする関係国との協力を通じて、日本の国際的な原子力協力を強化するとともに、原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む。
- 4 二国間協定の交渉・協議
二国間原子力協定の適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化

- 令和5年、G7議長国として原子力安全セキュリティ・グループ会合（NSSG）をオンライン及び日本で計3回開催し、その成果を報告書で発表したことにより、緊急事態の準備及び対応に係る国際的な取組の強化、原子力安全の法的枠組み等のほか、チョルノービリ原発支援事業に関する議論に貢献した（[詳細](#)）。
- 日米核セキュリティ作業グループ会合（NSWG）を令和4年に日本で、また令和5年に米国で開催し、核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認するとともに新たなゴールを設定し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有したことにより、世界全体の核セキュリティの強化に貢献した（[詳細](#)）。
- ロシアによるウクライナ侵略を受けて、IAEAの情報をフォローするとともに、G7として令和5年4月に不拡散局長級会合（NPDG）声明を発出、日本の考えをG7の一員として対外的に発信したことにより、世界全体の核セキュリティの強化に貢献した（[詳細](#)）。

今後の方向性

- より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する上で、国際機関や関係国への協議への積極的な参加は極めて重要であり、今後とも以下の取組を実施していく。
- IAEAやG7各国との関連会合、核セキュリティに関するIAEA国際会議への参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 日米核セキュリティグループ（NSWG）に積極的に参加し、米国との協力を強化、促進する。
- ロシアによるウクライナ侵略を受けて、原子力安全及び核セキュリティの観点から、引き続きIAEAの情報をフォローし、日本の考えを発信していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

東電福島第一原発事故後の対応

- 令和3年4月に公表された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、同年7月、IAEAとの間で、ALPS処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項（TOR）に署名したことにより、国際社会の理解の醸成に貢献した。（[詳細](#)）
- ALPS処理水の処分の安全性に関して、在京外交団等向け説明会を複数回実施した（[詳細](#)）他、特に関心のある国・地域に対しては個別に説明を行ったことにより、国際社会の理解の醸成に効果に貢献した。
- 令和5年7月、ALPS処理水の安全性に関するIAEA包括報告書が公表され（[詳細](#)）、同年8月、ALPS処理水の海洋放出が開始された。
- 令和5年9月、ALPS処理水に関する日本とIAEAとの間の協力覚書に署名し、IAEAによるレビュー及びモニタリングへの関与の継続等IAEAとの連携を再確認し、国際社会の理解の醸成に貢献した（[詳細](#)）。
- ALPS処理水海洋放出について、SNS等を活用し国内外に積極的な情報発信をしたことにより、国際社会の理解の醸成に貢献した（[詳細](#)）。

原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

- 技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けたIAEAの活動を支援したことにより、原子力協力の強化に貢献した（[詳細](#)）。
- 原子力人材の育成や女性の活躍推進を目的とするIAEAマリー・キュリー奨学金事業等への協力をを行い、国内の技術や人材、組織の国際的認知度の向上に貢献した（[詳細](#)）。
- がんの放射線治療（Rays of Hope）、食料安全保障（Atoms4Food）、海洋環境保護、水資源確保、ウクライナ支援等、IAEAによる原子力の平和的利用に係るプロジェクトへの資金拠出を実施し、その活動を支援したことにより、原子力協力の強化に貢献した（[詳細](#)）。

二国間協定の交渉・協議

- 令和2年12月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、令和3年6月に国会の承認を得て、同年8月に外交上の公文を交換し、同年9月1日に発効した（[詳細](#)）。
- 二国間原子力協定等に基づき原子力関連資機材等の移転に関する外交手続を数十件実施したことにより、原子力の平和的利用の推進に貢献した。

今後の方向性（続）

- 国際的な原子力安全を強化する上で、ALPS処理水の取扱いに関する国際社会の理解醸成は極めて重要であり、今後とも以下の取組を実施していく。
- 東日本大震災からの復興プロセスにおいて重要な課題であるALPS処理水の海洋放出の安全性について、引き続きIAEAと緊密に連携し、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明していく。
- 東電福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策に関する我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性ある形で積極的に情報発信する。

- 原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む上で、国際機関や関係国との協力の強化は極めて重要であり、今後とも以下の取組を実施していく。
- TCF、PUI拠出金、RCAの枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けたIAEAの活動を支援する。
- 原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関とIAEAとの連携拡大等を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。
- IAEAの活動の支援を通じ、SDGs達成に係る取組を促進する。

- 原子力の平和的利用を推進するにあたり、二国間原子力協定の適切な交渉・協議・運用が極めて重要であり、今後とも以下の取組を実施していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 関係国との間で、二国間原子力協定の運用に関する意見交換を行ったことにより、原子力の平和的利用の推進に貢献した。

今後の方向性（続）

- 核不拡散や、相手国の原子力政策・日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくとの原子力協定締結に関する我が国の考え方に沿って、二国間原子力協定に関する交渉・協議を行う。
- 締結済みの二国間原子力協定の適切な運用を推進する。



評価結果

【国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化】

- ロシアによるウクライナ侵略など国際情勢が不安定化する中、G7議長国としての役割も含め、G7各国との協議、例えば原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）や日米核セキュリティ作業グループ会合（NSWG）などに積極的に参加することでより安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進できたと考えられる。

【東電福島第一原発事故後の対応】

- 令和3年4月に公表された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分にに関する基本方針」を踏まえ、同年7月、IAEAとの間で、ALPS処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項（TOR）に署名、その後、令和5年7月、ALPS処理水の安全性に関するIAEA包括報告書が公表され、同年8月、ALPS処理水の海洋放出が開始された。ALPS処理水の海洋放出は東日本大震災からの復興プロセスにおいて重要な課題であり、IAEAとの緊密な連携のもと海洋放出を開始できたことは、原発事故や廃炉等の取組の経験と教訓を国際社会と共有する上でも極めて大きな進捗であった。引き続き、ALPS処理水の取扱いについて、国際社会の一層の理解を醸成していくことが必要。

【原子力の平和的利用に関する国際協力の実施】

- IAEA主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じてその活動を支援でき、原子力の平和的利用の促進に貢献できた。

【二国間協定の交渉・協議】

- 日英原子力協定改正議定書等、適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進できた。



次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

原子力の平和的利用のための国際協力の推進のため、IAEAやG7各国との協議を通じ原子力安全・核セキュリティを確保するとともに、IAEA主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じた支援を実施しつつ、また、二国間協定の適切な運用を推進する。加えて、東日本大震災からの復興プロセスにおける重要課題であるALPS処理水の海洋放出の安全性については、IAEAと緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するとともに、事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有することで、国際社会の一層の理解を醸成していく。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。